

取得・消却・処分の基本と令和8年度の注意点

自己株式の 取得・会計処理 ガイド



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

自己株式とは？

自己株式とは、会社が発行した株式を自ら買い戻して保有しているものです。「金庫株」とも呼ばれ、2001年の商法改正で原則解禁されました。分配可能額の範囲内で株数制限なく保有できますが、議決権や配当の権利はありません。

自己株式の4つの活用シーン

活用シーン	ポイント
株価対策	市場の株式数が減り、EPS向上・株価上昇が見込めます。
買収防衛	既存株主の持株比率が高まり、敵対的買収を抑制します。
M&Aの対価	現金に代えて自己株式で他社を買収でき、資金負担を軽減します。
事業承継	後継者から株式を買い取り、資金を渡しつつ株式を集約できます。

自己株式の取得手続きと財源規制

自己株式の取得には原則として株主総会決議が必要です。

不特定多数から取得

株主総会の普通決議
(出席議決権の過半数)



特定の株主から取得

株主総会の特別決議
(出席議決権の2/3以上)



「財源規制」により、**買い取り時点の「分配可能額」**を超える取得はできません。分配可能額はおおむね「**その他資本剰余金**＋**その他利益剰余金**」が目安です。

財源規制の対象外となるケース

- 単元未満株式の買取請求に応じる場合
- 無償取得する場合
- 他の会社の事業全部を譲受により取得する場合
- 吸収合併や吸収分割による承継の場合



自己株式の取得・消却・処分の会計処理 1

自己株式の会計処理は、いずれも損益計算書を通らず純資産の中で完結する点が特徴です。

自己株式を取得したとき

■ 純資産のマイナスとして計上

取得した自己株式は、取得原価で純資産の控除項目「自己株式」に計上します。貸借対照表では株主資本の末尾にマイナス表示されます。

例 自己株式100万円を現金で取得した場合

借方	金額	貸方	金額
自己株式	1,000,000	現金	1,000,000

自己株式を消却したとき

■ 「その他資本剰余金」から減額

消却とは、保有する自己株式を消滅させることです。帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額して処理します。発行済株式総数が減少するため、登記変更も必要です。

例 保有する自己株式60万円を消却した場合

借方	金額	貸方	金額
その他資本剰余金	600,000	自己株式	600,000

※ 「その他資本剰余金」で控除しきれない場合は「繰越利益剰余金」で処理します。

自己株式の取得・消却・処分の会計処理 2

自己株式を処分したとき

■ 売却差額を「その他資本剰余金」で調整

処分とは、保有する自己株式を売却することです。帳簿価額と売却価格の差額は「自己株式処分差益」または「自己株式処分差損」として、「その他資本剰余金」で処理します。

※ 処分差損は「その他資本剰余金」から控除し、不足分は「繰越利益剰余金」で処理します。

例 帳簿価額40万円の自己株式を50万円で処分した場合（差益10万円）

借方	金額	貸方	金額
当座預金	500,000	自己株式	400,000
		自己株式処分差益	100,000

例 帳簿価額40万円の自己株式を35万円で処分した場合（差損5万円）

借方	金額	貸方	金額
当座預金	350,000	自己株式	400,000
自己株式処分差損	50,000		



令和8年度に
押さえない注意点

2026年4月から「防衛特別法人税」が開始されます。基準法人税額（500万円控除後）に税率4%を付加する制度で、大企業の法定実効税率は約31.5%に上昇します。また、特定株主から自己株式を取得する場合、取得価額のうち資本金等の額を超える部分は税務上「みなし配当」として課税されます。会計上は全額を「自己株式」で処理しますが、税務上は別途区分するため申告調整が必要です。事業承継での活用時は、専門家への早めの相談をおすすめします。